

商標 記入例

様式の変更はできません（行数を増やすのは可）

日付は発送日

様式第1-1（特許、実用新案、意匠及び商標（冒認対策商標以外）の申請用）

平成30年7月10日

独立行政法人 日本貿易振興機構
知的財産課 外国出願デスク

住所は〒、都道府県名から記入

貴社名、代表者様の役職、氏名を記入

申請者
住所 〒107-6006
東京都港区赤坂〇-〇-〇
名称 〇〇株式会社
代表取締役 商標 太郎 印

平成30年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金
(中小企業等外国出願支援事業)
間接補助金交付申請書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第6条第1項の規定に基づき、上記間接補助金の交付について下記のとおり申請します。
なお、適正化法、適正化法施行令、中小企業知的財産活動支援進事業費補助金交付要綱（中小企業等外国出願支援事業）（平成29年3月28日付け20170310特第5号）及び中小企業知的財産活動支援進事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）（平成30年3月28日付け20180320特第2号）の定めるところに従うことを承知の上申請します。

記

1. 申請者種別（いずれかに〇）

<input checked="" type="radio"/>	①法人
<input type="radio"/>	②個人事業者
<input type="radio"/>	③事業協同組合等
<input type="radio"/>	④商工会、商工会議所
<input type="radio"/>	⑤NPO法人

内容を確認し、チェックを入れてください

個人事業主は記入不要

2. 申請者の概要

資本金	従業員数	法人番号	業種
5000万円	80人	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	製造業

※個人事業主の場合、法人番号欄の記入は不要

法人は13ケタの法人番号を記入

- 【確認事項（□にチェック）】
- ☑大企業は実質的に経営に参画していない（みなし大企業に該当しない）ことに相違ない。
 - ※大企業が実質的に経営に参画とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。
 - ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している。
 - ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している。
 - ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている。

3. 申請案件種別（いずれかに○）
（外国出願）

<input type="checkbox"/>	①特許出願
<input type="checkbox"/>	②実用新案登録出願
<input type="checkbox"/>	③意匠登録出願
<input checked="" type="checkbox"/>	④商標登録出願

こちらの欄も忘れずに○を記入

（参考：国内出願）

<input type="checkbox"/>	①特許出願
<input type="checkbox"/>	②実用新案登録出願
<input type="checkbox"/>	③意匠登録出願
<input checked="" type="checkbox"/>	④商標登録出願

商標の場合は①か⑤のいずれか、または①と⑤の両方選択可

4. 外国特許庁への出願の方法（該当するものに○（複数可））

<input checked="" type="checkbox"/>	①パリ条約等に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
<input type="checkbox"/>	②特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（国内出願を基礎として行ったPCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法）
<input type="checkbox"/>	③特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法）
<input type="checkbox"/>	④ハーグ協定に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
<input checked="" type="checkbox"/>	⑤マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の内容

日本国出願番号	商願○○○○-○○○○○○	出願日	○○○○年○月○日
PCT国際出願番号 ※PCT国際出願の場合のみ		出願日	○○○○年○月○日
ハーグ協定に基づく 国際登録番号		国際登録日	
出願人	○○株式会社		
登録番号	第○○○○○○○○号	登録日	○○○○年○月○日
権利者	○○株式会社		
発明・商標等の名称	 日本貿易振興機構(ジェトロ)		
発明・商標等の内容	第3類（せっけん、化粧品、香料）、第5類（サプリメント） に対するブランド名として登録		

登録済のものは記入

図形商標は画像を貼ってください

- ※「4.」で②に○を付した場合には、基礎とした国内出願とPCT国際出願の両方をそれぞれ明記してください。
- ※「発明・商標等の名称」及び「発明・商標等の内容」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」及び「考案の内容」を、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」及び「意匠の内容」を、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」及び「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」を指すものとし、それぞれ明記してください。
- ※外国特許庁への出願の基礎となる国内出願が既に登録を受けている場合には、「登録番号」及び「登録日」も合わせて明記し、「出願人」と「権利者」が異なる場合は、それぞれ明記してください。

※PCT国際出願の場合は、PCT国際出願番号も明記してください。

※日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、「ハーグ協定に基づく国際登録番号」、「国際登録日」を明記してください。

※「4.」で④に○を付した場合であって、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含む場合(外国特許庁への出願の基礎となる先の国内出願がない場合)には、「5.」の記入は不要です。

※基礎となる国内出願が複数ある場合には、それぞれ明記してください。

6. 外国特許庁への共同出願の有無

有	<input type="radio"/>	無	<input type="checkbox"/>
---	-----------------------	---	--------------------------

(有の場合)

共同出願人	権利の持ち分	費用負担割合
〇〇株式会社	50%	50%
〇〇大学	50%	50%

7. 外国特許庁への出願に関する出願計画の内容

発明・商標等の名称	 <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block;">図形商標は画像を貼ってください</div>	
発明・商標等の内容	第3類(せっけん、化粧品、香料)、第5類(サプリメント)に対するブランド名として登録	
出願人	〇〇株式会社	
発明者等	〇〇株式会社	
出願(予定)国	マドプロ(シンガポール、ベトナム)、香港	
出願スケジュール	マドプロ(シンガポール、ベトナム): 2018年10月末 香港: 11月中旬	
商標の場合は記入不要	<div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block;">採択通知受領後に設定してください</div>	
審査請求スケジュール(審査請求制度があるもののみ)	<input type="checkbox"/> 出願と同時(同日)(注1)を行う <input type="checkbox"/> 移行国の期限内に行う <input type="checkbox"/> 日本の審査を待ち、審査請求を行う <input type="checkbox"/> その他()	
基礎となる国内出願又は権利の内容に変更を加えて外国出願する場合、変更の内容と必要性を記入	直接出願の香港については、カタカナは現地で通じないため、英語に直して出願することを計画している。 <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 10px;"> 直接出願の際に、日本語(漢字やカタカナ等)を現地の言語に変更(翻訳)する場合等は、事前に申請が必要です。 「申請者(中小企業等)向Q&A」Q9 参照 </div>	

※「出願人」及び「発明者等」の欄は全ての出願人や全ての発明者等を明記してください。

※「基礎となる国内出願又は権利の内容に変更を加えて外国出願する場合」とは、以下のような場合を想定しています。

- ・国内出願の内容を補正して外国特許庁へ出願する場合
- ・商標の外国特許庁への直接出願で日本における国内出願又は権利の字体等を変更して

出願する場合

・種別を変更して外国出願する場合（実用新案権を特許権に変更して出願）

※「発明・商標等の名称」、「発明・商標等の内容」及び「発明者等」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」、「考案の内容」及び「考案者」を、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」、「意匠の内容」及び「意匠の創作をした者」を指すものとし、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」、「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」を指し、発明者等の欄の記入は不要です。

※「4.」で④に○を付した場合であって、外国特許庁への出願の基礎となる先の国内出願がない場合には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含まなければこの補助金の対象となりません。ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含める場合には、「出願（予定）国」の欄に、必ず「日本」を含めて記入してください。

（注1）同日に審査請求を行う場合は、審査請求に要する費用も助成対象となります。

8. 間接補助金交付申請額

146,000 円

「間接補助交付金額」と
（内訳）「間接補助申請額」は

- ①同額（＝イコール）
- ②税抜き金額・助成対象経費の1/2、
- ③千円未満切捨て

マドプロ出願の場合は1行目にWIPOの基本料金と国内代理人費用を記入し、その下に各国の個別手数料を国ごとに記入

（内訳）

（単位：円）

国名／合計	外国特許庁への出願手数料	現地代理人費用	国内代理人費用	翻訳費用	国別計／合計
WIPO	76,560	0	60,000		136,560
シンガポール	27,830	0			27,830
ベトナム	16,445	0			16,445
香港	11,400	40,000	60,000		111,400
外国出願経費合計	132,235	40,000	120,000	0	292,235
助成対象経費	132,235	40,000	120,000	0	292,235
持ち分に応じた対象経費					292,235
間接補助金申請額					146,000

直接出願の場合は国毎に記入

* 共同出願の場合には、助成対象経費の合計に持分比率を掛けた金額が持ち分に応じた対象経費となる。
例：持分比率が50%の場合：
 $292,235 \times 50\% = 146,116$ となり、間接補助金申請額は、更にその1/2の73,000（千円未満切捨）となる

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金申請額を記載。

重要ポイント！
目安として300字くらいは
ご記入されることをお勧めします

9. 外国特許庁への出願の動機・目的

- ・権利取得について、以下①～②の項目についてなるべく具体的に記入してください。
- ・内容が出願予定国ごとに異なる場合は、国ごとに記入してください。

①権利取得の動機

②事業の目的（模倣品対策、技術保護だけではなく出願予定国において事業を行う目的

<文例> *注意:下記は①～②に対応して記載した1例です。必ずしも同様に記載する必要はありません。

①本製品Aは従来使用されてきた製品Bの代替製品であり、日本と共通のブランド名Xを付してアジア統一ブランドとして、東南アジア（まずはシンガポール、ベトナムで事業展開を行っていく計画である。②ブランド名Xの商標登録を行い、他社製品との差別化、PR力向上を図る。東南アジアでの製品Aのブランド育成を行うことにより、売り上げ向上を期待している。2020年をめどに、既にインドネシアで販売しているA製品をシンガポール、ベトナムでも販売する予定である。シンガポール、ベトナムにおいても、インドネシアと同様に、市場性があり、統一ブランドXを用いて販売していきたい。また香港においては・・・

重要ポイント！
目安として300字くらいは
ご記入されることをお勧めします

10. 出願（予定）国における事業展開計画（出願（予定）国を選んだ理由も含む）

- ・事業展開計画について以下①～⑤の項目について、なるべく具体的に記載してください
- ・内容が出願予定国ごとに異なる場合は、国ごとに記載してください

①市場ニーズ・市場規模

②事業面の強み（販売・製造・調達・人材・人脈・設備・品質・コスト等）

③海外展開形態（製品輸出・現地法人での生産・現地企業によるライセンス生産等）

④事業展開計画（推進体制、推進スケジュールを含む）

現在どの程度まで計画が進んでいるか進捗がわかるように記載してください

⑤予想される売上高・利益額

- ・現地での販売実績等、事業展開計画を裏付ける資料がある場合は、別途添付してください。

- ・ガントチャート等事業展開計画の詳細を示す資料がある場合は別途添付可能です

- ・投資機関等第三者の事業評価書がある場合は、その写しを別途添付可能です

- ・ジェットロが実施する海外展開支援を受けている場合は、その旨を記載してください

<文例> *注意:上記は①～⑤に対応して記載した1例です。必ずしも同様に記載する必要はありません。

製品Aは東南アジアで事業展開を行っていく計画である。

①2012年よりシンガポールで旧製品Bを会社C等、数社を通じて販売してきた。

2017年実績では弊社は〇〇%のシェア（市場規模〇億円に対して販売実績〇〇万円）を持っている。

②市場の良好な反応と高い市場の伸びから、新製品Aについても良好な反応が予想され、シンガポールの弊社の売り上げも年〇〇%の伸びを見込んでいる。日本と共通のブランド名Xの商標出願し、シンガポールと同様に、ベトナムでのアジア統一ブランドを確立する。

③④2020年にはシンガポール国内の自社製造工場に、製品Aの専用設備を設置し、製造・販売を開始する予定である。⑤2020年の売上高目標を〇〇円としている。

⑤2020年のシンガポール、ベトナムの売上高を〇〇万円にする計画である。さらに・・・

香港では、近年日本製の石けんの人気が上がってきたため、インターネット販売を通じて、新製品Aの販売を開始したいと考えている。そのため・・・

11. 出願する技術、創作等を活かした製品等の概要

- ・製品の用途・使用方法等を記入してください。
- ・出願する技術・意匠等が製品のどの部分に活かされているかを記入してください。
- ・製品のパンフレット等がある場合は、別途添付してください。

<文例>

自社で商品開発・販売を行っている。（商品パンフレット添付）
肌に優しいミネラル成分を主体とした化粧品のブランドを立ちあげており、全国の百貨店やコンビニで販売している他、通販の公式サイトでの売り上げも好調である。

調査結果をこの欄に記入せず、別途資料を添付される場合は、その旨ご記入ください。

重要ポイント！
目安として300字くらいは
ご記入されることをお勧めします

12. 出願の新規性、進歩性、創作性等（先行・類似調査の状況を含む。）

適正な評価を受けるために、最低限、「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)」に加え、出願国の状況を外国調査データベース「TM VIEW」（無料）等での検索調査を行うようお願いします。

- ①調査データベース ② 調査対象範囲（蓄積データ最新日付又は調査実行日）
③検索に用いた項目④ 調査実施者（調査経験年数又は調査担当件数）を可能な範囲で記入してください。
調査会社、現地代理人等による調査報告書がある場合には、同報告書の写しを添付してください。※注 検索に用いた項目は(称呼、区分等)を具体的に記入してください。

<文例（外国調査データベース TM VIEW を用いた例）>

注意＊ここでは外国調査データベースとして「TM VIEW」を用いた例を記載していますが、外国調査データベースは「TM VIEW」に限られません。

調査条件

- ① 調査データベース：TM VIEW
- ② 調査対象範囲：～2000年〇月〇日（基礎出願の公報発行日）
- ③ 選択に用いた項目：選択国 - NON-EU OFFICES
検索ターム-「JETRO」、 ニース国際分類「△△」
- ④ 調査実施者：弁理士 〇〇 〇〇 商標調査経験：〇〇年（又は件数）

本願商標に紛らわしい先行商標（例えばマークと指定商品等の何れも紛らわしい商標）が確認された場合は、その先行商標を示し、本願商標とは非類似と判断する理由を簡単に記載してください。特に確認されない場合は、その旨記載してください。

調査結果

先行商標 1：登録〇〇〇〇〇〇〇〇〇号公報

先行商標 2：登録△△△△△△△△号公報

先行商標 1

先行商標 2

対比

先行商標 1 と本願商標とを対比すると・・・が大きく異なるため・・・。
先行商標 2 と本願商標とを対比すると・・・が大きく異なるため・・・。

<文例（J-PlatPat を用いた例）> 申請案件が出願中の場合、国内の商標調査も必要です。

調査条件

- ① 調査データベース：特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）
- ② 調査対象範囲：～2000年〇月〇日（（基礎出願の公報発行日）
- ③ 検索に用いた項目
例） 称呼検索：称呼「ジェットロ」， 区分「△△」
- ④ 調査実施者：知的財産管理技能士 〇〇 〇〇 商標調査経験：〇〇年（又は件数）

調査結果

上記の検索で〇〇ヒットしたが、本願商標に類似する商標は確認されなかった。

13. 過去における出願実績及び権利取得状況（国内及び外国）

- ・ 権利の種類、取得した国名、取得日を記載してください
（特に申請内容に関連する技術の権利は必須）
- ・ 多数ある場合、主要な権利5件程度でかまいません

取得国又は出願国	権利の種類	名称	登録/出願番号	取得/出願日
日本	商標	〇〇（商品名）	商標登録第〇〇〇〇〇〇	2017/02/01
日本	特許	〇〇製法	特願第〇〇〇〇〇〇	2014/07/20
タイ	商標	〇〇〇	商標登録第〇〇〇〇〇〇	2012/07/01
ベトナム	商標	〇〇〇	商標登録第〇〇〇〇〇〇	2010/11/10
インドネシア	商標	〇〇〇	商標登録第〇〇〇〇〇〇	2010/01/20

他〇〇件（国内〇件、海外〇件）

14. 外国特許庁への出願を依頼する国内弁理士等（選任代理人）

※選任代理人に依頼しない場合にはその旨及び選任代理人に依頼する場合と同等の書類（間接補助金交付の必要書類）を自らの責任で補助事業者あてに提出できる旨を記入。

事務所名： 〇〇特許事務所
 所在地： 〒〇〇〇-〇〇〇 東京都〇〇区〇〇・・・・・・・・
 代表者： 〇〇 〇〇
 担当弁理士： 〇〇 〇〇
 連絡先： （電話番号）03-xxxx-xxxx
 （メール）xxxx@xx.xx.jp

電話番号・メールアドレスも必ずご記入ください。

（選任代理人による本事業への協力に関する承諾状況は別紙のとおり）

15. 間接補助事業に関する公表の可否（いずれかに○）

可	<input type="radio"/>	不可	<input type="radio"/>
不可を選択した場合にはその理由			

※交付の決定を受けた場合、間接補助事業者の名称、所在地、交付の決定を受けた出願種別について、補助事業者が運営するホームページ等で公表されます。また、経済産業省の判断により、交付決定金額や採択件数についても公表される可能性があります。

16. 外国特許庁への出願に関する他の公的機関（独立行政法人日本貿易振興機構含む）の助成制度の利用予定の有無（いずれかに○）

有	○	無	
---	---	---	--

（有の場合のその内容）

ジェットロ以外の機関をご利用の場合のみ記入

補助事業者名 （自治体等）	（公財）東京都中小企業振興公社
対象となる案件 の出願番号	商願 2017-〇〇〇〇〇〇（ジェットロ申請とは別案件）
出願国	韓国
助成制度の内容	外国商標出願費用助成事業（平成 30 年度）

すべての項目を確認し、チェックを入れてください

17. 確認事項（□にチェック）

- ☑ 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第 1 条に定める事項（様式第 3 による計画変更手続きを行わずに実施した、本補助金に申請・採択された内容と異なる出願（出願の変更）は認められない点）について確認した。
- ☑ 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第 2 1 条に定める事項（放棄又は取下げ等を行わないこと）を確認した。
- ☑ 事業完了後、やむを得ない事情により、採択案件を万が一、放棄又は取下げを行わなければならなくなった場合には、必ず事前に補助事業者へ連絡し、承認を受けることを了承する。
- ☑ 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第 4 条（4）及び第 2 1 条に定める事項（補助事業完了後 5 年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）、採択案件の査定状況報告書の提出に対する協力）について確認した。
- ☑ 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第 4 条（5）に定める事項（審査請求が必要なものについては、必ず審査請求を行うこと、中間応答の必要が生じたものについては、応答すること）について確認した。
- ☑ 添付書類の「登記簿謄本等の写し」、「住民票の写し」は申請時点における最新情報であることを確認した。

実際にジェットロとやり取りできる
担当者を記入してください

18. 担当者及び連絡先

部署名、役職名も忘れずに

担当者（職名及び氏名）	知的財産課 課長 知財 太郎
電話番号	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
メールアドレス	taro_chizai@co.jp

採択通知等の重要な連絡を送りますので、連絡が
取れるアドレスを記入してください。